

(令和5年第2回神奈川県議会定例会 厚生常任委員会資料)

こども基本法の施行に伴う対応について

1 こども基本法の主な規定

(1) こども大綱の策定（第9条）

政府は、こども施策を総合的に推進するため、少子化対策、子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する既存の大綱を包含して「こども大綱」を定めなければならない。

(2) 都道府県こども計画の策定（第10条）

都道府県は、こども大綱を勘案して、「都道府県こども計画」を定めるよう努めるものとする。その際、こども施策に関する事項を定める他の計画と一体のものとして作成することができる。

(3) こども等の意見の反映（第11条）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県こども計画の策定等

国は、こども施策に関する3つの大綱を統合し、年内を目途に「こども大綱」を新たに策定する予定であり、県は「こども大綱」を踏まえ、「都道府県こども計画」を策定する。

計画策定にあたっては、こども施策に関する既存の計画及び指針を統合することも視野に検討する。計画の統合にあたっては、既存の審議体制の見直しも併せて検討する。

| | |
|--|---|
| <p>【国の3つの大綱】 少子化社会対策大綱 子どもの貧困対策大綱 子供・若者育成支援推進大綱</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">(統合)</p> <p style="text-align: center;">「こども大綱」の策定</p> | <p>【県の子ども施策に関する計画】</p> <p>神奈川県子どもの貧困対策推進計画 かながわ子ども・若者支援指針 かながわ子どもみらいプラン</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">(統合も視野に検討)</p> <p style="text-align: center;">「都道府県こども計画」の策定</p> |
|--|---|

＜今後のスケジュール＞

| | |
|---------|-----------------|
| 令和5年6月 | 計画策定の方向性について検討 |
| 11月～12月 | 計画策定に向けた審議体制の整備 |
| 年内目途 | 「こども大綱」の策定（国） |
| 令和6年1月～ | 計画策定に向けた審議 |

3 神奈川県子ども・子育て支援推進条例の見直し

平成19年10月1日に施行した「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」について、こども基本法の施行など社会環境の変化や、子ども目線に立った施策の推進などを踏まえて見直しを行う。

＜今後のスケジュール＞

| | |
|--------|------------------------------|
| 令和5年6月 | 見直しの方向性について検討 |
| 9月 | 第3回県議会定例会厚生常任委員会に見直しの方向性を報告 |
| 令和6年6月 | 令和6年第2回県議会定例会厚生常任委員会に改正素案を報告 |
| 9月 | 令和6年第3回県議会定例会に改正議案を提出 |